

## 教員の資質・能力向上にかかわる施策について —教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正—

拓殖大学工学部教授 巽 公一

### 1. はじめに

平成29年3月に、小・中学校の新しい学習指導要領が告示され、今年度末には高等学校学習指導要領の改訂も予定されている。教育改革が着々と進められ、教育内容・方法等の改善が図られる中で、教員の資質・能力の向上についてどのような施策が講じられているのであろうか。最近の国の施策の動向を概観してみたい。

まず、平成27年5月14日に、教育再生実行会議第7次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」において、教職生活全体を通じた育成指標の明確化、専門職としての優れた人材の獲得、大学における教職課程の改革、現職研修の改革などの提言がなされた。

これを受けて、平成27年12月21日に、中央教育審議会より、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」（以下、「答申」という。）が示され、教員の養成・採用・研修の各段階における課題とそれを解決するための改革の具体的な方向性などについて提言された。

そして、これらの提言を具体化するために必要な法整備が検討され、平成28年11月28日に、教育公務員特例法等の一部を改正する法律が公布された。

本稿では、法律改正の趣旨を踏まえ、教員の資質・能力の向上を図るための施策について整

理する。

### 2. 学び続ける教員を支えるキャリアシステム構築のための体制整備

答申において、教員の養成・採用・研修の全体を通じた課題として、教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えていくため、養成・研修を計画・実施する際の基軸となる教員の育成指標を教育委員会と大学等が協働して作成するなど、連携強化を図る具体的な制度を構築することが必要であることが挙げられた。

そして、これらの課題を解決するための改革の方向性として以下のことが示された。

#### ① キャリアシステムの構築

教育委員会と大学等の関係者が教員の育成ビジョンを共有しつつ、各種の研修や免許状更新講習、免許法認定講習、大学等が提供する履修証明プログラムや各種コース等を積み上げ、受講証明や専修免許状取得が可能となるような体制を構築する。

#### ② 教員育成協議会の創設

国は、教育委員会と大学等が相互に議論し、養成や研修の内容を調整するための制度として「教員育成協議会」（仮称）を創設し、教育委員会と大学その他の関係者が教員の育成ビジョンを共有するため教員育成指標を協議し共有する。

#### ③ 教員育成指標の策定

教員がキャリアステージに応じて身につけるべき資質や能力の明確化のため、各都道府県等は教員育成指標を整備する。また、国はその整備のための大綱的指針を示す。

#### ④ 教員研修計画の策定

各都道府県等の教育委員会において、地域ごとの教員育成指標を踏まえ、体系的な教員研修計画を策定し研修を実施する。

### 3. 教員研修の課題と改革の方向性

次に、教員研修について、答申に示されたものを以下に整理する。

現職教員の研修における課題として、教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難であること、教員が自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要であること、アクティブ・ラーニング型の研修に転換する必要があること、初任者研修及び十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要であることなどが挙げられた。

そして、これらの課題を解決するための改革の方向性として以下のことが示された。

#### ① 継続的な研修の推進

校内研修推進のための支援等の充実、メンター方式の研修（チーム研修）の推進、大学・教職大学院等との連携強化、新たな課題やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等に対応した研修の推進・支援などが必要である。

#### ② 初任者研修の改善

運用方針の見直し（校内研修の重視、校外研修の精選）と2、3年目など初任段階の教員への研修との接続の促進が必要である。

#### ③ 十年経験者研修の改善

実施時期の弾力化とミドルリーダー育成としての目的・内容の明確化を図る必要がある。

#### ④ 管理職研修の改善

新たな教育課題等に対応したマネジメント力の強化、体系的・計画的な管理職の養成・研修システムの構築など管理職研修の改革が必要である。

### 4. 教育公務員特例法の改正

2、3で述べた提言を受け、教育公務員特例法が改正された。

主な改正事項は、校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備及び十年経験者研修の見直しの2点である。

(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備について

文部科学大臣は、教員の資質の向上に関する指標を定めるための必要な指針を策定することとし（22条の2関係）、教員の資質・能力の向上についての国の責任を示している。

次に、教員等の任命権者（教育委員会等）は、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めることとし（第22条の3関係）、教育委員会等の責任を示している。その際、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行うものとしている（第22条の5関係）。

また、教員研修の具体的な計画については、教員等の任命権者（教育委員会等）は、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとしている（第22条の4関係）。

(2) 十年経験者研修の見直しについて

十年経験者研修については、名称を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、実施時期の弾力化を図ることとしている。

教員免許更新制が導入されて以来、更新講習の時期と十年経験者研修の時期とが一部重なることによる課題が指摘されてきたが、これによって解決が図られることになる。

中堅教諭等資質向上研修の位置付けについて

は、「公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修」とし、その趣旨を明確にしている。また、任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、中堅教諭等資質向上研修を実施しなければならないとし、任命権者の実施義務を明確にしている（第24条関係）。

なお、教育公務員特例法改正の施行期日は平成29年4月1日である。

## 5. 教員養成の課題と改革の方向性

次に、教員養成について、答申に示されたものを以下に整理する。

教員養成段階における課題として、養成段階は「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」であるという認識が必要であること、学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実が必要であること、教職課程の質の保証・向上が必要であること、教科に関する科目と教職に関する科目の分断と細分化を改善する必要があることなどを挙げている。

これらの課題を解決するための改革の方向性を以下のように示している。

- ① 新たな課題（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳教育・外国語教育・特別支援教育の充実）等に対応した教員養成を実施する。
- ② 学校インターンシップを導入し、教職課程に位置付けていく。
- ③ 教職課程に係る質保証・向上を図るため、教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進などを行う。
- ④ 教職課程について「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の科目区分を撤廃し、

新たな教育課題に対応できるようにする。

## 6. 教育職員免許法の改正

答申で示された教員養成にかかる改善策を実現するため、教育職員免許法が改正された。

主な改正事項は3点である。

1点目は、小学校において、外国語の教科が新設されることに伴い、小学校教諭の特別免許状の教科として外国語を追加するものとしている（第4条第6項関係）。

2点目は、文部科学大臣が行う免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び文部科学大臣の認定する講習等の認定に関する事務を独立行政法人教職員支援機構に行わせるものとしている（第9条の3、第16条の2、別表第3備考関係）。

3点目は普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする最低単位数に係る科目の区分を統合するものとしている（別表第1、別表第2、別表第2の2及び別表第4関係）。

3点目について具体的に述べると、これまで、大学における科目は、大学レベルの学問的・専門的内容を扱う「教科に関する科目」と児童生徒への指導法等を扱う「教職に関する科目」から成り立ち、例えば高等学校教諭一種免許状の場合、以下のように区分されていた。

教科に関する科目	20単位
教職に関する科目	23単位
教科又は教職に関する科目	16単位

今回の改正では、このような区分を統合し、次のように一つにまとめることとしている。

教科及び教職に関する科目	59単位
--------------	------

科目の区分を統合するのは、小学校における外国語科の新設、小中学校における道徳の特別教科化、特別支援教育の充実、ICTを活用した

指導方法の改善，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善等，新たな課題が生じる中で，時代の要請に応じて大学が柔軟にカリキュラムを編成できるようにするためである。

科目の区分の統合に伴って，工業科の教員養成に関係する以下の規定（附則 11）が削除されることとなった（施行日は平成30年4月1日）。

・教育職員免許法 附則 11

別表第一の規定により高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受けける場合は，同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は，当分の間，同表の規定にかかわらず，それぞれ当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもって，これに替えることができる。

しかしながら，高等学校工業科の普通免許を取得する場合に，教職に関する科目の単位の修得を教科に関する科目の単位の修得をもって替えることができるというこれまでの特例措置の趣旨はそのまま継続し，現在，改正に向けて検討中の教育職員免許法施行規則の中で新たに規定されるとみられている。

## 7. 大学のカリキュラムの改善

答申では，大学における教員養成のカリキュラムの見直しについて，イメージが示されている。

高等学校の教員養成については，例えば，「総合的な学習の時間」の指導法を新たに加えること，「教科の指導法」に情報機器及び教材の活用を含めること，「教職の意義及び教員の役割」にチーム学校への対応を含めること，「教育に関する社会的，制度的又は経営的事項」に学校と地域との連携及び学校安全への対応を含めること，「教育課程の意義及び編成の方法」にカリキュラム・マネジメントを含めること，「進

路指導」にキャリア教育に関する基礎的な事項を含めること，「教育実習」に学校インターンシップを含めることができることなど，新しい教育課程に対応した教員養成のカリキュラムの改善が提案されている。

特に，学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実を図るため，「学校インターンシップ」の導入が提案され，その趣旨が以下のように示されている。

「学校インターンシップ」は，学生が長期にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことにより，学校現場を深く知ることができるなど，実践的指導力の育成に有効であるとし，教育実習との役割分担の明確化，受入校・教育委員会・大学との連携体制の構築，大学による学生への適切な事前・事後指導，適切な名称などについて検討する必要があることが示された。

学校インターンシップと教育実習との違いについて次のように示されている。教育実習が2～3週間程度で短期集中であり，教員としての職務の一部を実践させ，実習校では実習生の指導や評価を行うのに対して，学校インターンシップは長期間を想定し，学校の活動全般の支援や補助業務を実践させ，受入校では学生が行う支援・補助業務の指示を行うというものである。

また，教職課程の位置付けとしては，教職課程において一律に義務化するのではなく，各大学の判断により教育実習の一部に充てるなど，教育課程に位置付けることができるとしている。

こうした答申の趣旨を踏まえ，現在，「教職課程コアカリキュラム」を策定するなど，大学における教員養成のカリキュラムの見直しが進められており，今後，教育職員免許法施行規則が改正される見通しである。（2017年7月記）